

# 一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和7年11月19日

多摩市議会議員 きりき 優

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 質問項目

- 1 日本が日本であり続けることと共生社会の実現について
- 2 多摩市屋外スポーツ施設管理更新計画の進捗状況とスポーツ文化の醸成について

## 答弁者

市長・教育長等

受付	令和7年11月19日	No. 1
	午前11時53分	

## 項目別質問内容

### 1 日本が日本であり続けることと共生社会の実現について

日本のことを「極東の島国」と表現されることがあります。それは決して地理的要因だけを指すものとは限らないのですが、最近まで多くの日本国民の日常にとって外国人は必ずしも身近な存在ではなかったかもしれません。しかし、グローバリゼーションが進み、日本の少子高齢化の課題などの影響も絡みながら、多くの外国人の来日や交流が増加しています。私は高校を卒業してから日本を離れ、3年ほどを海外で生活をしていました。なじみのない新しい文化に触れ、その中に入り、多くの経験を積んだ海外生活は、私自身を形作るための大切な出来事の一つであったと思います。多摩市でも多文化共生推進基本方針を定め、東京2020オリンピックを契機に始まった海外との交流も継続しております。今後ますます外国人との共生社会が進められていくのかと思います。一方で、文化や習慣の違う外国人が日本人の生活に入ることに課題があるのも事実であり、また、市民が言葉の通じない異質な他者に不安を覚えたとしてもそれは人として当然の感覚であり、決して正論の押し付けで片付けていいものではないと思います。今後の外国人との共生社会の実現に向けて、以下、質問します。

- (1) 人権の普遍性から外国人にも人権は保障されると考えられるが、日本国民と全く同じように保障されるものではなく、権利の性質上日本国民を対象としているものを除き人権が保障されるもの、であるべきだと思います。外国人の人権の保障についてどのようにお考えですか。
- (2) 外国人の話は繊細な部分もあり、なんとなく話題を避ける人もいるようです。しかし、真に共生社会を目指すのであれば、外国人の話であってもタブー視せず議論の俎上に載せるべきだと思います。話しづらいと感じている風潮について市長はどうお感じでしょうか。
- (3) 多様性は大切なものです。多文化共生が他文化強制になつてはなりません。多文化主義と同化主義のバランスについて、どのようにお考えでしょうか。
- (4) 人権の保障との間で、査証免除や日本版ESTA、外国人に限りませんが刑事訴訟法の時間制限、外国人による不動産物件購入などの課題が国で議論がされているようです。現在の入管手続きや法適用について、市長はどのように評価されていますか。
- (5) 多摩市議会議場では国旗が掲揚されていません。市の紋章は意匠されていますが、市旗の掲揚もありません。自己肯定感の話にもつながりますが、他国や海外の人を愛することは、アイデンティティや他者への敬意をもつて自国や仲間を愛するところから始まるのではないでしょうか。市では市旗及び国旗を所定の場所に午前8時から午後5時30分までの間掲揚することになっていると思います。議場のことは議会が決めるこ

## 項目別質問内容

とではありますが、市の意思決定機関として設置されている市議会の議場に市旗や国旗が掲揚されていないことについてどうお感じですか。

### 2 多摩市屋外スポーツ施設管理更新計画の進捗状況とスポーツ文化の醸成について

- (1) 計画の進捗状況についてお伺いします。
- (2) 計画策定後、これまでの成果についてどのように評価されていますか。
- (3) 今後の課題についてどのように分析し対応をお考えでしょうか。
- (4) 多摩市をホームタウンの一つとして活動するJリーグクラブが2025年シーズンもJ1残留を決め市民に勇気を与える活躍を見せてもらっています。市は今シーズンの戦いぶりをどのように評価し、また、来シーズン以降に向けてどのような取り組みをお考えでしょうか。

# 一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和7年11月19日

多摩市議会議員 中島 律子

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 質問項目

- 1 心身障がい者の日常生活用具・補装具について
- 2 障がい児童の学童申請要件について
- 3 選挙について

## 答弁者

市長・教育長等

受付	令和7年11月19日	No. 2
	午前11時40分	

## 1 心身障がい者の日常生活用具・補装具について

障がい者に対する生活支援具（日常生活用具や補装具）の給付は、障がいのある人が可能な限り自立した日常生活や社会生活を送ることを支援し、福祉の増進を図ることを目的としています。

障がいの種類や程度に応じて、移動・読み書き・情報取得などの日常生活の困難を軽減・解消するための用具を提供したり、用具を活用することで本人の身体機能の低下を予防し、自分らしい生活（自立）を継続しやすくするとともに、社会活動への参加を容易にすることは障がいのある人にとってとても重要なことであり、また、障がいのある人が自立することで家族や介護者の負担も軽減されます。障がいの有無に関わらず、全ての国民が基本的人権を持ち、互いに人格と個性を尊重して安心して暮らせる地域社会の実現を目指すために欠かせない制度です。

これらの給付は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づき、市町村が実施する地域生活支援事業の一環として行われており、公費（国・都道府県・市町村が費用を負担）によって支えられています。多摩市においても福祉のしおりやホームページにその概要が記載されておりますが、今回改めてその現状について確認させていただきながら疑問点について質問させていただければと思います。

- (1) 地域の利用ニーズの把握（利用ニーズの変化など）はどのように行なっているか伺います。
- (2) 支給対象や支給上限・支給品目等に対する定期的な見直しは行われているのか。また近年見直しが行われたものがあればお伺いします。
- (3) 今まで知的障がい者のための日常生活用具の給付については全国的に見てもほとんど見受けられませんでしたが、知的障がい者への視覚支援等の必要性が認められつつあり、自治体によっては「知的障害者支援具」といった種目で給付をしています。本件につきまして市の見解をお伺いいたします。

## 2 障がい児童の学童申請要件について

現在多摩市における学童の申請要件として原則小学1年生から4年生まで、特別支援学校または特別支援学級に在籍している児童は小学5・6年生まで申請ができるようになっています。以前は障がいのある児童も4年生までだったものを、障がいのある児童については5年生以降も申請ができるように制度を見直していただきました。当時は手帳を持っている障がいのある児童は特別支援学級か特別支援学校に行くことが主流の時代であり、手帳をもつ障がい児童が通常学級に在籍する例はほとんど聞いたことがなかったため、この申請要件に変更していただいたことで、市内の障がいのある児童は申請が通れば卒業するまで学童で過ごすことができるようになり、保護者から感謝の言葉がたくさん聞かれました。しかし現在はインクルーシブ教育の推進により通常学級にも手帳をもつ障がいのある児童が在籍する時代となりました。

現状の要項の場合、インクルーシブな環境を望んで通常学級を選択した児童はたとえ障がいがあっても学童は4年生までしか利用できないという状況が生まれてしまっています。この件について疑問の声が届いているため以下質問していきたいと思います。

- (1) 障がいのある児童が5年生以降も学童に申し込みができるように制度を変更する際、申請条件を特別支援学校または特別支援学級に在籍する児童とした理由についてお伺いします。
- (2) 児童の在籍学級だけで線引きをする形になっているこの現状について見解をお伺いします。
- (3) インクルーシブ教育を推進する多摩市であるならば、通常学級に在籍する障がいのある児童であっても5年生以降申請ができるようすべきという声について見解をお伺いします。

## 3 選挙について

令和8年4月に多摩市では市長選挙と市議会議員補欠選挙が行われます。市長選挙は、市民の生活に直結する市の政策を決定する代表者を選ぶという重要な機会です。しかしながら市民の関心は低く令和4年4月の多摩市長選挙での投票率は42.57%で半数にみたない数字でした。過去の一般質問でも投票率アップのための取り組み等について質問させていただきましたが来年の選挙に向けて再度質問をさせていただきたいと思います。

- (1)現状の選挙において候補者を選ぶ際の判断材料が十分に足りているとお考えか市の見解をお伺いします。

# 一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2025年11月17日

多摩市議会議員 橋本 由美子

多摩市議会議長 三階 道雄 殿

## 質問項目

- 1 医療保険料に上乗せして財源確保  
・・物価高の暮らし圧迫「子ども子育て支援金」・・
- 2 突然なくなった歩道橋・・民間所有地と市民の利便性
- 3 協創推進のためにも諏訪・永山地域のコミュニティの場の確保を

## 答弁者

市長・教育長等

受付	令和7年11月17日	No. 3
	午前11時19分	

## 1. 医療保険料に上乗せして財源確保

・・物価高の暮らし圧迫「子ども子育て支援金」・・

来年度、2026年度から「子ども子育て支援金」の徴収が開始される予定です。税金でもなく、保険料でもないものを、公的医療保険料や保険税に上乗せして集めるとしています。こども家庭庁は「少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設する」としていますが、子育ての充実を図るのであれば、まず、国が責任をもつべきです。こうした「上乗せ」でという方法が一度許されれば、今後、障がい者福祉から始まり、防衛費の一部も「安全保障納付金」等と称して徴収されるのではという危惧の声もあります。

多摩市国民健康保険の保険者である多摩市も、子ども子育て支援金を徴収する業務を担うことになります。こども家庭庁の基本的方向性という文章を読むと、支援金は各保険者の支援納付金の額に照らし保険者が設定するとなっています。

すでに、全国知事会も今年7月、「子ども子育て支援金制度について、国民に実質的な負担を生じさせないこととされており、子ども子育て支援納付金が過度な負担増とならないよう、国による十分な財政措置をおこなうこと」を求めるとともに、国民に十分な理解が得られるように国の責任で周知を行うべきとしています。

しかし、すでに半年を切った現在も、国は支援金の実質的な内容すら明らかにしないとともに、広報の責任すらとっています。「現役世代負担軽減」を主張するのであれば、物価高騰対策としても、新たな負担を保険料納付者に負担させる「支援金徴収」は撤回すべきではないでしょうか。以下、市長の見解を伺います。

- (1) 国、および東京都から、子ども子育て支援金について、多摩市にどのような情報がもたらされているのか伺います。また、国はこの支援金をどのような施策充実にあてようとしていると認識しているのかも伺います。
- (2) 多摩市国民健康保険税の諮問案は、子ども子育て支援金の新たな負担を考慮しているのか、また、市民の物価高騰対策への配慮についてはどう考えているのか伺います。
- (3) 年間予定にあった11月の国保運営協議会は開催されないと聞いていますが、次年度国保税の諮問、審議はどのような日程で行う予定になるのでしょうか。

## 2. 突然なくなった歩道橋・・民間所有地と市民の利便性

10月初旬、永山駅北口から日本医科大学多摩永山病院方面に設置されていた歩道橋が撤去されるという予告があり、その後通行止めとなり、すでに撤去された状態になっています。駅前のUR住宅、薬局、病院等、日常的に多くの方が使っていた歩道橋がなくなり、撤去前から「いつ新しい橋ができるのですか」「杖が離せないので、遠回りはつらい」等、これからどうなるのかを心配する声があがっています。

所有者、工事発注者はゲームセンター等を運営する民間企業とのことです、市として今後の対策をどのように考えているのか伺います。

- (1) 今回の歩道橋の撤去工事の経過、なぜ撤去が必要だったのか、所有する民間企業は今後どのようにする予定かをお聞きします。
- (2) 市として、駅前の歩道橋が撤去されたままでよいと考えているのか、必要だと判断しているのであれば、どのような方法で解決しようとしているのか伺います。また、同規模の歩道橋新設にはどの程度の予算が必要なのかもお聞きします。
- (3) 人通りの多い駅前には、この場所のように民間所有でありながら、市民が公道や公の施設のように利用している歩道橋、エスカレーター、エレベーターがあり、バリア解消に貢献しています。市と民間との日常の情報交換などは行われているのでしょうか。

## 3. 協創推進のためにも諏訪・永山地域のコミュニティの場の確保を

私は、6月議会で諏訪複合施設の撤去に関する質問をおこないました。その後9月には2回にわたって住民説明会も開催されました。諏訪・永山地域は、ニュータウンの初期入居地域にもかかわらず、コミュニティセンターもコミュニティ会館もありません。公民館、諏訪市民ホールがある、UR集会所もあるということで、今まで「場所の確保」という点では、大きな問題は生じていませんでした。今回、老朽化と耐震基準を満たしていないということで諏訪市民ホールの解体が計画され、その実施が来年度に迫るなか、諏訪会館のリニューアル利用だけではコミュニティの場の確保が難しいことは明らかです。説明会でも、予想を超える利用者が参加し、「私たちの活動はこれからも保障されるのでしょうか」という声が多く聞かれました。あらためて、市民が活動を保障し、コミュニティの充実を図るための施策について伺います。

- (1) 諏訪複合施設の解体、また5丁目諏訪会館の具体的な改修計画と利用開始の日程をお答えください。建設の始まった永山のUR住宅の集会所の面積や構造、利用開始時期、現在、居住者が利用しているUR東永山集会所、西集会所、諏訪3丁目の集会所の老朽化対策、リニューアル計画などについても伺います。
- (2) コミュニティセンターや会館づくりには、市民参加の建設や運営のための協議会づくりなど、かなりの期間を要します。また、場所の確保とその場所が、住民の合意を得られる所なのかも問題になります。市長として、どのような段取りですすめようとしているのか、どのような要件を満たす場所を考えているのかお答えください。
- (3) 過渡期として、諏訪市民ホールで開催されていた、文化祭的なイベントなどについては、一定の広さのある東永山集会所や公民館等の場所を市の責任で使えるようにしたり、URの近隣センターの空きスペースを使えるようにするなど、コミュニティ活動の保障に多摩市も積極的な援助を行うべきと思いますが市の考えを伺います。

### 資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）

- ① 1. に関して国や東京都からきている、国保や子ども子育て支援金に関する情報。また、多摩市の支援納付金の額がわかるもの。
- ② 1. に関して「子ども子育て支援金」を財源の一部として推進しようとしている国の施策一覧。
- ③ 1. に関して、市の諮問案に関する基本的な考え方。
- ④ 1. 今後の運営協議会開催日程とその内容。
- ⑤ 2. (1)撤去までの経過、また今後についてわかるものがあれば。
- ⑥ 2. (3)多摩センター駅、永山駅、聖蹟桜ヶ丘駅周辺にある、民間設置で公的施設のように利用されている施設一覧。
- ⑦ 3. (1)に関して、時系列の各施設に関する資料。
- ⑧ 3. (2)に関して、かるがも館、ひじり館の土地確保から、建設協議会づくり、建設、運営協議会による運営開始の流れ、および、その間にかかった費用。